答弁書受領

三月十四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員糸数慶子提出復帰前の沖縄駐留軍労働者の石綿健康被害に関する質問に対する答弁書（第三四号）

参議院議員藤末健三提出「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の位置付け等に関する質問に対する答弁書（第三五号）

参議院議員徳永エリ提出高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定及び処分研究に関する質問に対する答弁書（第三六号）

参議院議員糸数慶子提出普天間飛行場代替施設建設に対する抗議行動への政府の対応に関する質問に対する答弁書（第三七号）

報告書受領

三月十四日内閣から、独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく平成二十六年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況の報告を受領した。

人事異動

公正取引委員会

（審査局犯則審査部特別審査長（第１特別審査長））内閣府事務官　宮本　信彦

審査局審査長に配置換する

第一審査長を命ずる

第一特別審査長を免ずる

（審査局審査長（第１審査長））　徳力　徹也

辞職を承認する（以上三月十四日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　志田原信三

さいたま地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する

さいたま簡易裁判所判事に補する　谷口　園恵

最高裁判所裁判所調査官に充てるため、その職を解く

部の事務を総括する者に指名する　飛澤　知行

東京簡易裁判所判事・東京地方裁判所判事補　長田　雅之

最高裁判所事務総局人事局付を命ずる　戸取　謙治

静岡地方裁判所判事補兼静岡家庭裁判所判事補・沼津簡易裁判所判事　谷池　政洋

東京地方裁判所判事補に補する

最高裁判所事務総局民事局付を命ずる　笹野　明義

東京簡易裁判所判事に補する

新潟地方裁判所判事補兼新潟家庭裁判所判事補・長岡簡易裁判所判事　甲斐　哲彦

東京地方裁判所判事補に補する

最高裁判所事務総局行政局付を命ずる　久保　豊

東京簡易裁判所判事に補する（以上三月一日）

函館地方裁判所判事兼函館家庭裁判所判事

大阪高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

横浜地方裁判所判事　甲斐　哲彦

函館地方裁判所判事に補する

函館地方裁判所長を命ずる

兼ねて函館家庭裁判所判事に補する

函館家庭裁判所長を命ずる（以上三月九日）

名古屋家庭裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事　久保　豊

津地方裁判所判事に補する

津地方裁判所四日市支部勤務を命ずる

津地方裁判所四日市支部長を命ずる

兼ねて津家庭裁判所判事に補する

津家庭裁判所四日市支部勤務を命ずる

津家庭裁判所四日市支部長を命ずる

四日市簡易裁判所判事に補する

四日市簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（三月十日）

○定年退官

簡易裁判所判事吉田英夫は三月四日限り定年退官

判事森岡安廣は三月八日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、三月十七日アイルランド国の国祭日につき、同月十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第５項の規定により特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたいので、同条第６項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成26年３月18日　農林水産大臣　林　芳正

長崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港漁場整備法第19条の３第６項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2)　縦覧の期間　平成26年３月18日から平成26年４月７日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、長崎県庁及び長崎市役所

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、大阪電気通信産業合同労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成26年３月20日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年３月18日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表

京都府

テルウェル西日本株式会社京都115センタ及び西日本電信電話株式会社マーケティング推進部門京都センタ

大阪府

西日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社マーケティング推進部門大阪センタ、西日本電信電話株式会社マーケティング推進部門大阪東センタ、西日本電信電話株式会社マーケティング推進部門大阪南センタ、株式会社ＮＴＴビジネスソリューションズ、株式会社ＮＴＴビジネスソリューション関西支店大阪南会事業部営業部門第四営業担当、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ関西支店大阪オペレーションセンタ、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ設備部カスタマサポートセンタ故障コントロールセンタ、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ設備部カスタマサポート部門大阪カスタマサポートセンタ113センタ、テルウェル西日本株式会社及びテルウェル西日本株式会社電報事業部

兵庫県

西日本電信電話株式会社マーケティング推進部門兵庫センタ及びテルウェル西日本株式会社神戸115センタ

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

四国運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第１号）及び四国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成26年３月18日　四国運輸局長　丸山　研一

１．四国漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「178,600円」を「179,500円」に改める。

２．四国漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「182,550円」を「182,800円」に改める。

附　則

この公示は、平成26年４月17日から効力を生ずる。

国土調査の指定に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第五条第四項の規定に基づき、平成二十六年二月二十八日付けで次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

一、調査を行う者の名称　福島県

二、調査地域

福島県南相馬市原町区下渋佐、萱浜、雫、泉地区の一部

三、調査期間

平成二十六年度